

長与町モビリティ人材育成事業業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、本町が公募型プロポーザル方式により「長与町モビリティ人材育成事業業務委託」に係る契約候補者を特定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

長与町モビリティ人材育成事業業務委託

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

※業務期間を令和8年1月30日（金）までとし、令和8年2月27日（金）までに

町から受託者への委託料の支払いを完了する必要がある

(4) 提案にかかる見積上限額

15,020,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は業務内容の規模を示すためのものであり、見積書に記載する金額は、上記
提案限度額を超えてはならない。

3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 法令に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続きの開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税・都道府県税・市町村税の未納がないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等（同法第2条第6号に掲げる暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 本業務と同種または類似する業務を他自治体から受託し、適正に実施した実績があること。

4 スケジュール

時 期	内 容	手続き方法など
令和7年6月23日（月）	プロポーザル実施の公告	町HPへの掲載等
令和7年7月3日（木）	参加申込書類の提出期限	電子メール、郵送または持参
令和7年7月4日（金）	参加資格確認通知	電子メール及び書面郵送
令和7年7月8日（火）	質問書の提出期限	電子メール
令和7年7月9日（水）	質問への回答期限	町HPへの掲載
令和7年7月15日（火）	提案書類の提出期限	電子メール、郵送または持参
令和7年7月18日（金）	書類審査結果通知（※）	電子メール及び書面郵送
令和7年7月23日（水）予定	プレゼン審査	対面またはweb
令和7年7月24日（木）予定	プレゼン審査結果の通知	電子メール及び書面郵送
審査結果通知後	契約の締結・業務開始	契約交渉権者と協議のうえ決定

（※）書類審査は6社以上から提案書類の提出があった場合に実施する予定

5 参加申込書類の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下により参加申込書類を提出するものとする。

（1）提出期限

令和7年7月3日（木）午後3時までに必着

（2）提出方法

提出期限までに電子メール、郵送または持参で事務局（本実施要領の「12 事務局（提出書類等の提出先）」を参照。以下同じ。）へ提出すること。なお、電子メールの場合は必ず電話にてメール到着の確認を行うこと。

（3）提出書類

① 参加申込書兼誓約書（様式1）

② 会社概要書（様式2）

③ 国税・都道府県税・市町村税の未納がないことを示す書類

※発行日が提出日時点から3か月以内のもの。写しでも可。

④ 業務実績書（様式3）

他自治体等において、本業務と同種または類似の業務を受託した実績を示す書類（契約書の写し及び成果品など）を添付すること

（4）参加資格確認通知

参加資格確認通知は令和7年7月4日（金）に事務局より通知する。

参加申込書類が提出期限までに到達しなかった者または参加資格を有しない旨の通知を受けた者は提案書類を提出できないものとする。

6 質問票の提出

本プロポーザルに参加を希望するにあたり、本実施要領及び仕様書の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり質問票を提出することができる。

(1) 提出期限

令和7年7月8日（火）午後3時までに必着

(2) 質問方法

質問票（様式4）に必要事項を記載の上、電子メールで事務局へ送信すること。なお、メール送信後に必ず電話にてメール到着の確認を行うこと。

(3) 質問への回答期限

令和7年7月9日（水）午後5時までに回答する。

なお、回答については、競争上の地位その他利害を害する恐れがある場合を除き、原則として町HPへ掲載する。

7 提案書類の提出

本プロポーザルへの参加資格を得た者は、次の書類（以下「提案書類」という。）を事務局へ提出すること。（以下、提案書類を提出した者を「提案者」という。）

(1) 提出期限

令和7年7月15日（火）午後3時までに必着

(2) 提出方法

提出期限までに電子メール、郵送または持参で事務局へ提出すること。なお、電子メールの場合は必ず電話にてメール到着の確認を行うこと。

(3) 提出部数

正本1部及び副本5部

※副本には、提案者が特定でき得る情報（社名、ロゴ等）を記載しないこと。

※電子メールで提出する場合、正本及び副本の電子データをそれぞれ1ファイル（PDF形式）として提出して差し支えない（紙媒体の提出は不要）。

(4) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

※「長与町モビリティ人材育成事業 業務委託仕様書」をもとに、業務内容やスケジュール等について詳細を記載すること。なお、企画提案書に盛り込む項目については、別記審査基準の評価項目を参考とすること。

② 参考見積書（様式5）

※参考見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。

③ 業務実施体制表（任意様式）

(5) 企画提案書の記載に関する留意事項

任意様式とするが、A4版片面印刷を基本として製本すること。なお、製本の体裁は特に指定しない（ホチキス止め、ファイルへの綴じ込みなど適当な体裁で差し支えない）。印刷色については白黒、カラーを問わない。※電子データで提出する場合は製本不要とする

8 審査及び審査結果の通知

(1) 書類審査

- ① 6 者以上から提案書類の提出があった場合、提案者から提出を受けた業務実績書及び業務実施体制表をもとに書類審査を行い、プレゼンテーション審査参加者（5 者）の絞り込みを行う。
- ② 書類審査の結果は令和 7 年 7 月 18 日（金）までに全ての提案者へ電子メール及び書面にて通知するほか、書類審査を通過した者にはプレゼンテーション審査への参加依頼を行う。なお、提案書類の提出が 5 者以内の場合は書類審査を行わず、その旨を提案者に別途通知する。
- ③ 書類審査はあくまでプロポーザル審査会への参加者を選定するために事務局が実施するものであり、その結果はプレゼンテーション審査には反映されない。

(2) プrezentation審査

提案書類の内容について、長与町モビリティ人材育成事業業務委託プロポーザル選定委員会においてプレゼンテーション審査を行う。

① 実施予定日

令和 7 年 7 月 23 日（水）午後（予定）

※詳細はプレゼンテーション審査への参加依頼にて通知する

② 実施場所

長与町役場（長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659-1）庁舎内会議室

③ 審査方法

提案書類の内容に関するプレゼンテーション及び質疑応答

※対面での実施を基本とするが、提案者が希望する場合はオンラインによる実施でも差し支えない

※プレゼンテーションの時間は 1 者あたり説明 15 分、質疑 15 分を目安とする

※プレゼンテーション会場への入室は 4 人までとする（オンラインの場合でも提案者側の参加者は 4 名以内とすること）

※説明は提案書類に即した内容とし、新たな資料の配布や提案書類の記載内容から明らかに逸脱した説明は認めない。

※プレゼンの実施にあたり、パソコン等の機器を使用する場合は提案者自らが機器を準備・持参すること。なお、町の備品である大型ディスプレイ（パソコン等の機器と HDMI ケーブルで接続可能）の使用を希望する場合、その旨をプレゼン審査前日の午後 5 時までに電子メールにて事務局へ通知すること。なお、メール送信時に必ず電話にて到着の確認を行うこと。

(3) 審査基準等

① 審査項目と配点

審査項目及び配点は以下のとおりとする。

審査項目	審査内容	配点
(1) 業務実施体制	事業実施に必要な体制を備えているか	10 点
(2) 業務実績	本業務が効果的に実施されることが期待できる同種・類似業務の業務実績を備えているか	20 点
(3) プログラムの企画運営 (勉強会)	本事業の目的や各コンテンツの到達目標を踏まえ、各コンテンツの手法、内容、スケジュールや見込まれる効果が具体的に提案されており、実効性が期待できるものとなっているか	20 点
(4) プログラムの企画運営 (ワークショップ)	本事業の目的や各コンテンツの到達目標を踏まえ、各コンテンツの手法、内容、スケジュールや見込まれる効果が具体的に提案されており、実効性が期待できるものとなっているか	20 点
(5) プログラムの企画運営 (フィールドワーク)	本事業の目的や各コンテンツの到達目標を踏まえ、各コンテンツの手法、内容、スケジュールや見込まれる効果が具体的に提案されており、実効性が期待できるものとなっているか	20 点
(6) 見積額	業務の実施に必要な経費が分かりやすく示されており、かつ経済的な見積額の提案となっているか。	10 点
配点の合計		100 点

② 評価点数の計算方法

各審査項目について、下記のとおり A～E の 5 段階で提案に対する評価を行い、各審査項目の配点に評価に応じた補正係数を乗じた数値を評価点数とする。

評価	A 特に成果が期待できる	B 成果が期待できる	C 普通	D 成果があまり期待できない	E 成果が期待できない
補正係数	1.0	0.8	0.5	0.2	0.0

例：審査項目(1)に対して「B 成果が期待できる」と評価した場合、審査項目(1)の配点 10 点に 0.8 の補正係数を乗じた数値「8」が審査項目(1)の評価点数となる。

選定委員（5 名）がそれぞれプレゼンテーションの内容を踏まえて提案書類の評価を行い、各選定委員の評価点数を合算した数値をもって選定委員会における提案者の確定評価点数とし、確定評価点数が満点（100 点×5 名=500 点）の 6 割（300 点）を上回りかつ最も得点が高い提案者を契約候補者に特定する。

なお、確定評価点数が最も高い提案者が複数となった場合は、選定委員会の議決により順位を決定する

また、提案者が 1 者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、提案者の確定評価点数が 6 割（300 点）に満たなかった場合、契約候補者として特定しない。

(4) 結果の通知

選定結果については、令和7年7月24日（木）（予定）までに全てのプレゼンテーション審査参加者に対して電子メール及び書面で通知する。なお、審査過程や選定結果に対する問い合わせは受け付けない。

(5) 結果の公表

選定結果について、以下の内容を町ホームページで公表する。

- ・契約候補者名
- ・各プレゼンテーション審査参加者の確定評価点数及び順位
(契約候補者以外の者は仮名で公表する)

ホームページでの公表は、令和7年7月25日（金）とする（予定）。

9 契約の締結

- (1) 契約にあたっては、契約候補者の企画提案書及び参考見積書の内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と本町が協議・調整を行った上で契約を締結する。
- (2) 契約候補者が契約締結までに失格、その他の事由により契約が不可能となった場合は選定委員会における評価結果の次点の者から順に繰り上げ、契約候補者とする。
- (3) 支払い等に関する事項、契約の変更・解除等に関する事項など、契約にあたっての重要な事項については、地方自治法、同法施行令及び長与町財務規則等の定めるところとし、その詳細は契約時に定める

10 失格要件

本プロポーザルへの参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加申込書類の提出後、契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 参加申込書類や提案書類が期限までに提出されない場合
- (3) 参加申込書類や提案書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) その他、町長が不適当と認めた場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降に提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 参加申込書類や提案書類は返却しない。
- (4) 参加申込書類や提案書類は契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (5) 参加申込書類や提案書類は原則公開しない。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）または長与町情報公開条例（平成13年条例第17号）に基づき、不開示とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (6) 本実施要領及び仕様書に示すものは主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれているものとして参加申込書等を作成すること。

- (7) 参加申込書等の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (8) 郵便や電子メールの通信事故について、長与町は一切の責任を負わないものとする。
- (9) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、長与町財務規則等関係法令及び例規の定めによること。

12 事務局（提出書類等の提出先）

長与町 企画財政部 政策企画課 政策企画係 担当：山口、丸野

住所：〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659-1

電話：095-883-1111（代表） / 095-801-5661（直通）

電子メールアドレス：kikaku@nagayo.jp